

2-1

準防火地域内における木造3階建ての柱の取扱い

法第20条
令第43条

内 容

木造3階建て建築物の1階の柱は13.5cmを下回ってはならない（令第43条第2項）が下回る柱を使用する場合構造計算を行い、安全を確認すること。また、すみ柱又はこれに準ずる柱を、通し柱としなければならない（令第43条第5項）が、接合部を通し柱と同等以上の耐力を有するように補強した場合はこの限りではない。

2-2

地階を除く階数が3以上の鉄骨造建築物の
柱の防火被覆

法第20条
令第70条

内 容

「地階を除く階数が3以上の建築物にあつては一の柱のみの火熱による耐力の低下によつて・・・」とあるが、この「一の柱」とは3階建て以上の建築物の、1階から最上階までのすべての柱をいうものとする。
構造については平成12年告示第1356号による。

参 考

・『2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書』P164

2-3

木造の建築物等の解釈

法第23条
法第24条
法第25条
法第62条

内 容

床、階段及び屋根の野地板を木造とし、他の主要構造部を不燃材料とした建築物は、法第23条、第24条、第25条、第62条第2項の「木造建築物等」には該当しないものとする。

木造建築物等の解釈については、主要構造部の法第21条第1項の政令（令第109条の4）で定める部材が木材、プラスチック、その他の可燃材料で造られたもの。

参 考

・『建築基準法共通取扱い集[初版] / 近畿建築行政会議』5-28

2-4

旅館の用途に供する部分

法第27条

内 容

「旅館の用途に供する」とは、宿泊者の宿泊の用途に供する部分のほか、宿泊の用途に供することはないが、宿泊者の宿泊のための諸施設の用途に供する部分、及びこれらの部分の管理のために必要がある部分で、通常宿泊者の宿泊の用途に供する部分と一体として使用され、管理されるものの用途に供することをいい、布団部屋はもとより物置等も含まれる。

参 考

- ・昭和46年12月13日付住指発第1810号
- ・『建築物の防火避難規定の解説 [2012版] / 日本建築行政会議』…P28

2-5

メゾネット型住宅の住戸内階段の取扱い

法第27条

内 容

「建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集[改訂6版] / 大阪府内建築行政連絡協議会」
2-8を参照

参 考

- ・『建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集[改訂6版] / 大阪府内建築行政連絡協議会』
2-8

2-6

準耐火建築物とすることができる3階建て共同住宅等

法第27条
令110条、令110条の2
令110条の3
告示第255号

内容

「準耐火建築物の防火設計指針（1994年6月 建設省住宅局建築指導課、日本建築主事会議監修 日本建築センター）」参照

参考

・『準耐火建築物の防火設計指針（1994年6月 建設省住宅局建築指導課、日本建築主事会議監修 日本建築センター）』

2-7

法第28条第1項の規定による政令で定める建築物

法第28条
令第19条

内容

令第19条で定める建築物の定義で「児童福祉施設等」とは、次の法律で定められたものをいう。

児童福祉施設	助産施設	児童福祉法第7条
	乳児院	
	母子生活支援施設	
	保育所	
	児童厚生施設	
	児童養護施設	
	障害児入所施設	
	児童発達支援センター	
	児童心理治療施設	
	児童自立支援施設	
	児童家庭支援センター	
助産所(病院又は診療所を除く)	助産所	医療法第2条
身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉センター	身体障害者福祉法第5条
	盲導犬訓練施設	
保護施設	救護施設	生活保護法第38条
	更生施設	
	授産施設	
	宿所提供施設	
婦人保護施設	婦人保護施設	売春防止法第36条
老人福祉施設	老人デイサービスセンター	老人福祉法第5条の3
	老人短期入所施設	
	養護老人ホーム	
	特別養護老人ホーム	
	軽費老人ホーム	
	老人福祉センター	
	老人介護支援センター	
有料老人ホーム	有料老人ホーム	老人福祉法第29条
母子保健施設	母子健康センター	母子保健法第22条
障害者支援施設	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項
地域活動支援センター	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項
福祉ホーム	福祉ホーム	障害者総合支援法第5条第26項
障害福祉サービス事業の用に供する施設	生活介護の用に供する施設	障害者総合支援法第5条第1項
	自立訓練の用に供する施設	
	就労移行支援の用に供する施設	
	就労継続支援の用に供する施設	

2-8

採光のための開口部を設けることを要しない居室

法第28条

内容

法第28条第1項ただし書きに規定する「温湿度調整を必要とする作業を行う作業室その他用途上やむを得ない居室」の解釈は次により取り扱う。

(注意：旧法に基づく通達を引用しているため、現行法では採光のための開口部を設けることを要しない居室の記述も含まれている。・・令第19条)

(1) 温湿度調整を必要とする作業を行う作業室

次に掲げる居室は、法第28条第1項ただし書きに規定する「温湿度調整を必要とする作業を行う作業室」に該当するものとする。

- ① 大学・病院等の実験室、研究室、調剤室等温湿度調整を必要とする実験、研究、調剤等を行う居室（小学校、中学校、高等学校の生徒用の実験室を除く。）
- ② 手術室
- ③ エックス線撮影室等精密機器による検査、治療等を行う居室
- ④ 厳密な温湿度調整を要する治療室、新生児室等

(2) その他用途上やむを得ない居室

次に掲げる居室は、法第28条第1項ただし書きに規定する「用途上やむを得ない居室」に該当するものとする。

① 開口部を設けることが用途上望ましくない居室

- i 大音量の発生その他音響上の理由から防音装置を講ずることが望ましい居室
 - ア 住宅の音楽練習室、リスニングルーム等（遮音板を積み重ねた浮き床を設ける等遮音構造であること並びに当該住宅の室数及び床面積を勘案し、付加的な居室であることが明らかなのものに限る。）
 - イ 放送室（スタジオ、機械室、前室等で構成されているものをいう。）
 - ウ 聴覚検査室等外部からの振動・騒音が診察、検査等の障害となる居室
- ii 暗室、プラネタリウム等現像、映写等を行うために自然光をふさぐ必要のある居室（小学校、中学校又は高等学校の視聴覚教室を除く。）
- iii 大学・病院等の実験室、研究室、消毒室、クリーンルーム等放射性物質等の危険物を取り扱うため、又は遺伝子操作実験、病原菌の取扱い、滅菌作業、清浄な環境の下での検査、治療等を行う上で細菌若しくはほこりの侵入を防ぐため、開口部の面積を必要最小限とすることが望ましい居室
- iv 自然光が診察、検査等の障害となる居室
 - ア 眼科の病室、診察室、検査室等自然光が障害となる機器を使用する居室
 - イ 歯科又は耳鼻咽喉科の診察室、検査室等人工照明により診察、検査等を行う居室

- ② 未成年者、罹病者、妊産婦、障害者、高齢者等以外の者が専ら利用する居室で法第 28 条第 1 項の規定の適用を受けない建築物の居室に類する用途に供するもの
- i 事務室（オフィス・オートメーション室を含む。）会議室、応接室、職員室、校長室、院長室、看護師詰所（いわゆるナース・ステーション）等事務所における事務室その他執務を行う居室に類する用途に供する居室
 - ii 調理室、飲食店等の厨房、事務所等の印刷室その他作業を行う居室に類する用途に供する居室（住宅の調理室で食事室と兼用されるものを除く。）
 - iii 舞台及び固定された客席を有し、かつ、不特定多数の者が利用する用途に供する講堂等劇場、演芸場、観覧場、公会堂、集会場等に類する用途に供する居室
 - iv 管理事務室、守衛室、受付室、宿直室、当直室等事務所等の管理室に類する用途に供する居室
 - v 売店等物品販売業を営む店舗の売り場に類する用途に供する居室

《備考》

平成 7 年 5 月 25 日付住指発第 153 号

参 考

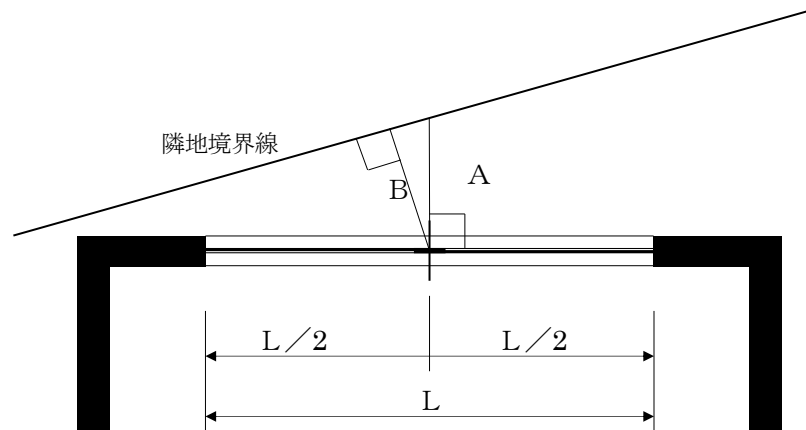
・平成 7 年 5 月 25 日付住指発第 153 号

2-9

採光関係比率における水平距離の取扱い

法第28条
令第20条

内容



水平距離はAとする。

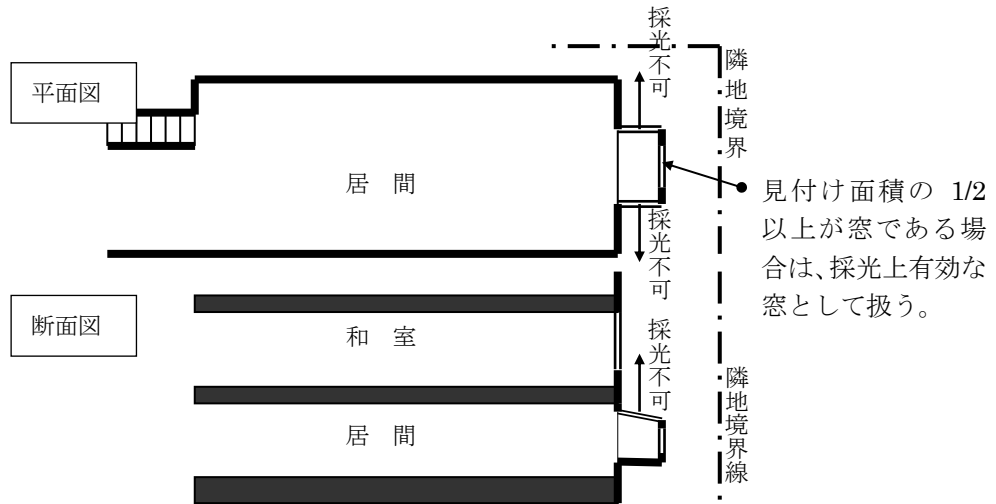
2-10

出窓の採光

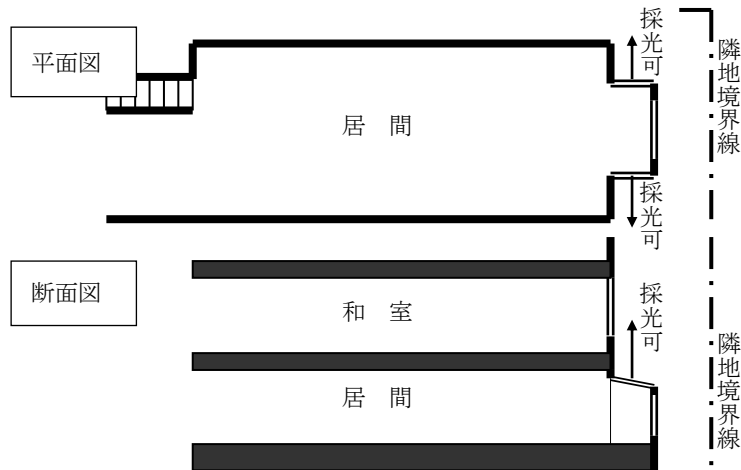
法第28条
令第20条

内容

① 下図のような出窓の場合は「採光不可」



② 下図のような部屋が突出している場合は「採光可」



参考

- ・『建築基準法共通取扱い集[初版] / 近畿建築行政会議』3-20
- ・『建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集[改訂6版] / 大阪府内建築行政連絡協議会』2-18、2-21

2-11

奥まった居室の採光

法第28条
令第20条

内容

居室の外側に縁側等がある場合の採光補正係数は、下表により算定する。
この際、採光関係比率をD/Hとし、用途地域別に算出した数値に下表の係数を乗じて得た数値を採光補正係数（ただし3以下）とする。

縁側等の形態	縁側等の幅	採光の有効係数
①縁側等屋内廊下	0.9m 未満	100%
	0.9m 以上 2m 以下	70%
	2m 超	縁側等を室として取り扱う
②吹きさらしの廊下、バルコニー等	2m 以下	100%
	2m 超 4m 以下	70%
	4m 超	0

- ① 縁側と同様に外部に面する部分が大きく、採光上の開放性を有する屋内廊下は、縁側と同様に取り扱い、採光補正係数を低減する。2mを超える場合は、当該部分を室とみなし、採光の規定を適用する。
- ② 吹きさらしの廊下、バルコニー等について、2m以下の場合、採光補正係数を低減する必要はないが、2mを超え4m以下の場合は、縁側等と同様に採光補正係数を低減する。

『建築基準法共通取扱い集[初版] / 近畿建築行政会議』3-22…P31を参照

なお、住宅の1階に設けられた前面開放型の車庫は、②吹きさらしの廊下、バルコニー等と同様に取り扱うこととする。

参考

- ・『建築基準法共通取扱い集[初版] / 近畿建築行政会議』3-22

2-12

ガラスブロックの採光

法第28条
令第20条

内 容

ガラスブロックにおける採光については、通常の窓その他の開口部と同様に扱う。
ただし、二重のガラスブロックとなる場合においては、採光に有効な部分の面積はないものとする。

2-13

採光上有効な空地

法第28条
令第20条第2項

内 容

公園とは、都市計画法又は都市公園法に基づき開設している都市公園のことである。

水面とは、河川であり水路敷は含まない。ただし、水路敷及び里道については公図等によるものだけでなく、実態として空間のあるものに限り幅員の1/2を有効空地とみなすことが出来る場合がある。

その他これらに類する空地とは、線路敷等を含むものとする。(ただし、高架の場合は高架部分より上部とする。)

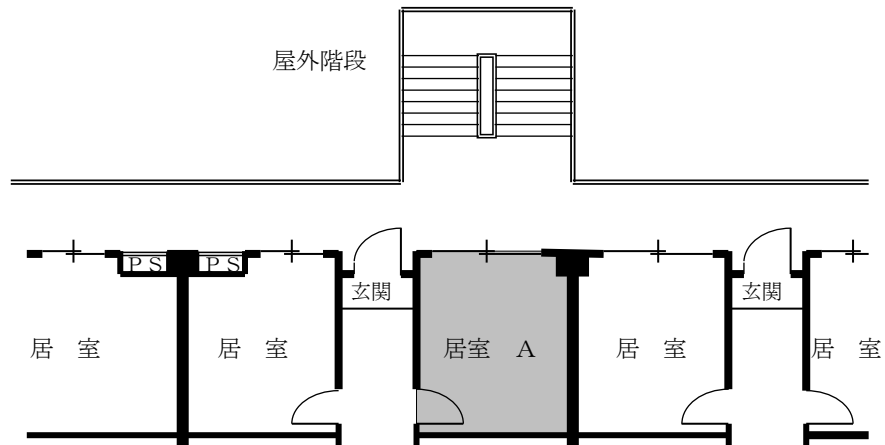
2-14

屋外階段前の居室の採光

法第28条
令第20条

内容

下図のように居室Aの開口部に前に屋外階段がある場合、有効採光はみられないものとする。



参考

・『建築基準法共通取扱い集[初版] / 近畿建築行政会議』3-23

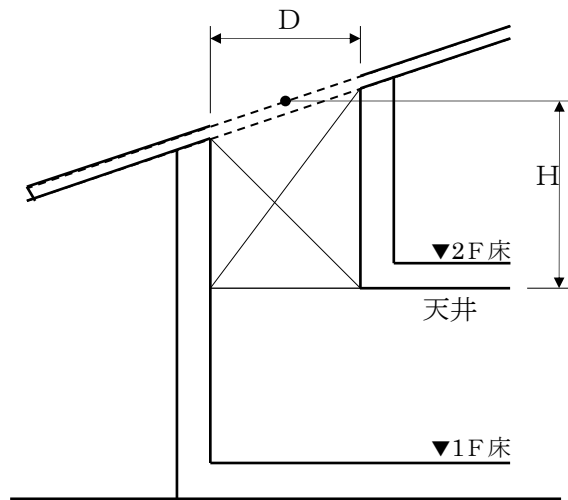
2-15

煙突状の天窗の取扱い

法第28条
令第20条

内容

採光関係比率 D/H を採光補正係数算定式に挿入し、算定した数値に3を乗じて得た数値を採光補正係数とする。



参考

・『建築基準法共通取扱い集[初版] / 近畿建築行政会議』3-17

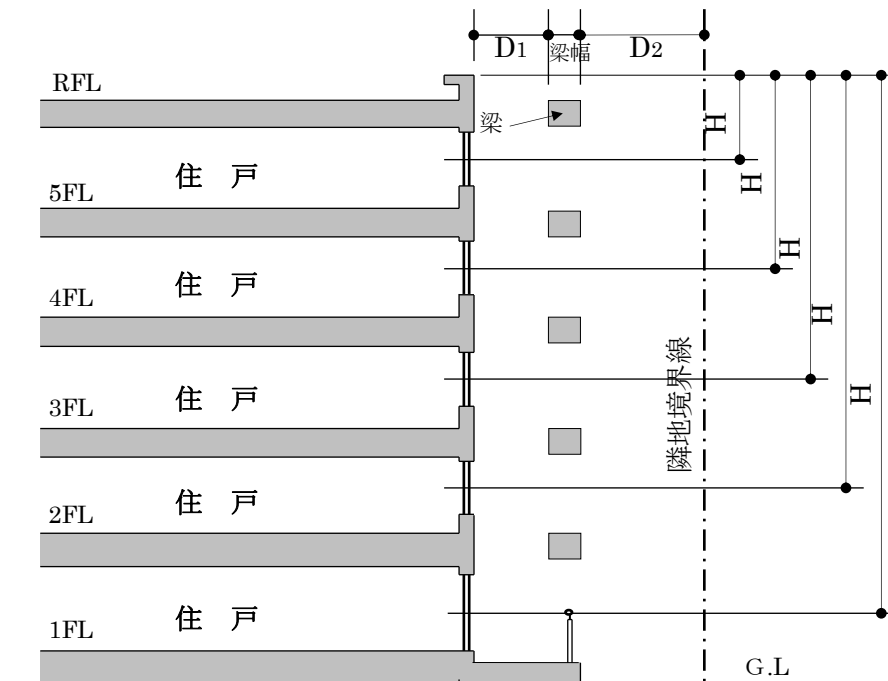
2-16

梁型がある場合の採光

法第28条
令第20条

内容

「採光関係比率」の算出をするにあたり、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物若しくは当該建築物の他の部分に面する開口部の部分で、その開口部の直上にある建築物の部分が床及び壁のない梁型の場合は、その部分の面する隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物若しくは当該建築物の他の部分の対向部までの距離 (D2) に、当該梁型の後方にある建築物の部分との距離 (D1) の合計をもって「水平距離」とする。



2-17**換気上有効な開口部**法第28条
令第20条の3**内 容**

「換気上有効な開口部」とは、国土交通大臣認定優良住宅部品、公共用住宅規格部品等のサッシュに設けられた換気用の小窓、住宅の外壁に設けられた換気用の小孔等の換気専用に設けられた開口部で容易に開閉することができるものをいう。

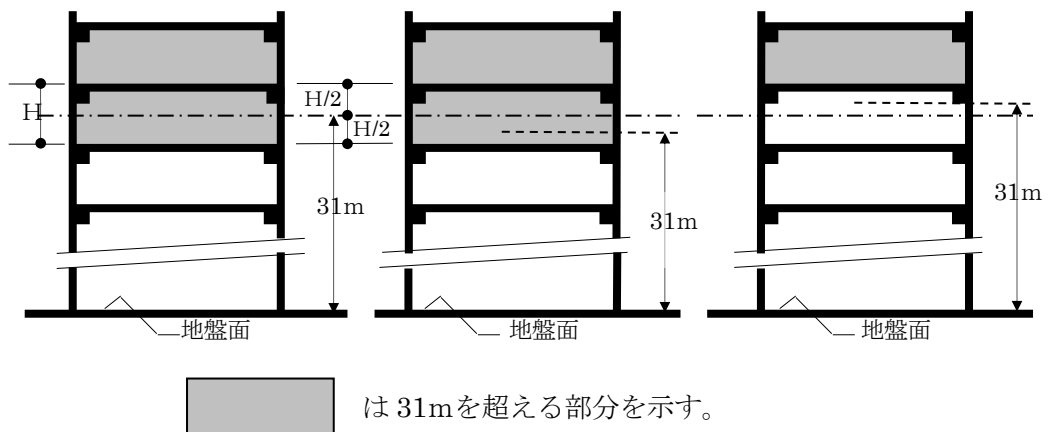
2-18

非常用エレベーターの設置を要しない建築物の
取扱い

法第34条第2項
令第129条の13の2

内 容

- (1) 高さ 31m を超える部分について
高さ 31m を超える部分は下図による。



注 : 31m を超える階とは、31m ラインが階高の 1/2 以下にある場合とする。

- (2) 高さ 31m を超える部分の各階の床面積が合計 500 m² 以下について
床面積が合計 500 m² 以下には、高さ 31m を超える部分の各階の床面積と塔屋等の階数に算入されない部分の床面積の合計とする。

2-19

床面積の合計100㎡以内ごとの区画

法第34条第2項
令第129条の13の2第3号

内 容

- (1) EV シャフト（ただし1層分は対象とする）・階段室の部分に限り、100㎡区画の対象より除くことができる。
 なお、屋外に有効に開放された片廊下（廊下先端から2mの範囲内の部分）に面する窓等の開口部は、外気に開放されているため100㎡区画の対象外であり、第3号の適用にあたっては、防火設備の設置を要しないこととする。
- (2) 第3号に規定する「開口面積が1㎡以内のものに設けられる法第2条第9号の二、口に規定する防火設備」は、随時閉鎖でもよく、常時閉鎖又は煙感知連動あるいは熱感知連動閉鎖機能を有しないものでも良いこととする。